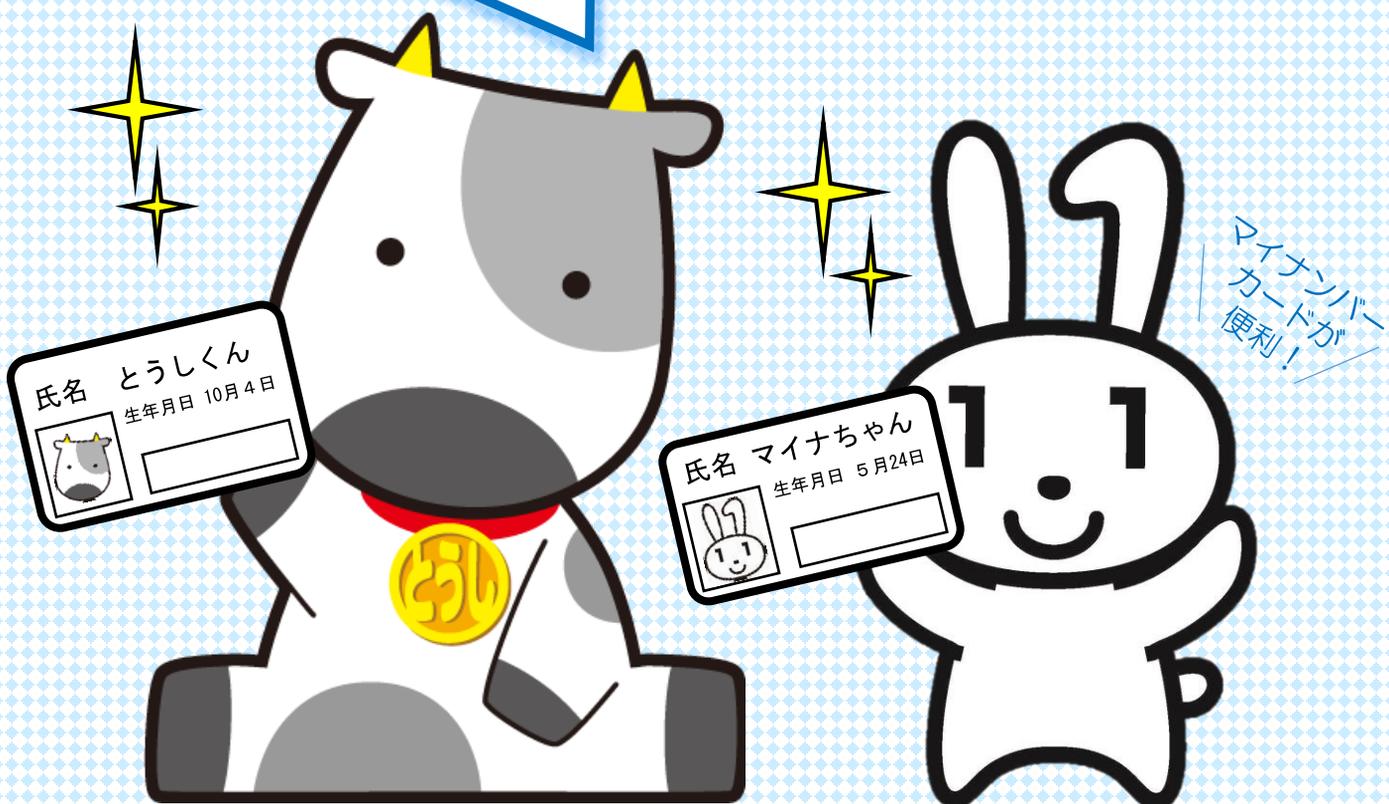


投資家のみなさまへ

税法により証券会社への
マイナンバーの提供が
義務付けられています！



「証券知識普及プロジェクト」マスコットキャラクター とうしくん

マイナンバーPRキャラクター マイナちゃん

マイナンバー提供の猶予期間が
平成30年で終了します。
マイナンバーのご提供はお早めに！

※ 詳細は裏面をご覧ください。

平成27年12月31日以前に証券口座を開設した場合のマイナンバー提供の猶予期間が平成30年で終了します。



平成27年12月31日以前に証券口座を開設した方で、証券会社へのマイナンバーの提供が済んでいない方は、平成31年1月1日以後最初に株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける時までにマイナンバーの提供が必要です。

(注) 平成28年1月1日以後、新たに証券口座を開設する場合は、猶予の対象となっていません。

所得税法などにより、以下の場合には証券会社へのマイナンバーの提供が義務付けられています。

- ◆ 株式・投資信託等の売却代金や配当金等の支払を受ける場合
- ◆ 特定口座やNISA口座を開設する場合
 - ✓ すでにマイナンバーを証券会社に提供している場合は、再度の提供は不要です。
- ◆ 氏名・住所などの変更の場合
 - ✓ すでにマイナンバーを証券会社に提供している場合は、変更前・後の氏名・住所が記載された本人確認書類（運転免許証等）の提示を行えば、マイナンバーの提供は不要です。

取得・利用・提供の制限

マイナンバーは、法令で定められた目的以外での取得・利用・他人への提供が禁じられています。

安全管理措置

マイナンバーを取扱う会社では、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。

マイナンバーには、厳格な取扱いや保護措置が設けられています。ご安心ください！



第三者機関による監視・監督

マイナンバーの管理・運用は、個人情報保護委員会により監視・監督されています。

個人情報などは分散管理

個人情報や財産情報は従来どおり各行政機関で分散して管理することで、情報漏えいの連鎖を防いでいます。

マイナンバー制度の内容について詳しくはこちらまで

- ◆ マイナンバー総合フリーダイヤル (0120-95-0178)
 - ◆ 内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>)
 - ◆ 国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度〈マイナンバー〉」 (<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>)
- ※ 法人番号は、「国税庁法人番号公表サイト」でご確認いただけます。
(<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>)



弊社におけるマイナンバーの提供手続きについて詳しくはこちらまで